

News Release



西日本鉄道株式会社 国際物流事業本部

http://www.nnr.co.jp/global_logistics

適用利用運送約款について

2024年12月26日

国際航空貨物運送に係るモントリオール条約が改訂され貨物賠償責任限度額が12月28日より22SDR/Kから26SDR/Kとなります。これに伴い国土交通省標準国際利用航空運送約款も改定されます。

弊社では12月28日より標準国際利用航空運送約款を適用することとしましたのでご連絡申し上げます。なお、現行HOUSE AIRWAYBILLの裏面は22SDR/K表記のままですが、改正後はHouse Airwaybillの裏面の表記に関わらず責任限度額は26 SDR/Kが適用されます。適用日は航空貨物運送状発行日となります。

これからもにしてつ国際物流事業本部は、グローバルな物流サービスの提供を通じてサステナブルな社会システムの構築に貢献いたします。

記

標準国際利用航空運送約款

第三十七条第一項

運送人の責任は、運送に対する申告価額が申告されたときは航空運送状に記載された荷送人の申告価額を限度とし、荷送人が申告価額の申告をしなかった場合には、侵害を受けた貨物 一キログラム当たり二十六特別引出権 を限度とする。ただし、ワルソー条約又は改正ワルソー条約の適用を受ける貨物運送の場合には、運送人が損害をもたらす意図をもって又は無謀にかつ損害が生ずるおそれがあることを知りながら行った行為（不作為を含む。）により損害が生じたことが証明されたときは、この限りでない。

この件に関するお問い合わせは、西鉄・国際物流事業本部・営業企画部（03-4332-5060）まで